



議会用語じてん



南丹市議会

議会用語じてん

— も く じ —



あ 行	・・・・・・・・ 1ページ
か 行	・・・・・・・・ 1ページ ～ 2ページ
さ 行	・・・・・・・・ 3ページ
た 行	・・・・・・・・ 4ページ
な 行	・・・・・・・・ 4ページ
は 行	・・・・・・・・ 4ページ ～ 5ページ
ま 行	・・・・・・・・ (記載なし)
や 行	・・・・・・・・ 5ページ
ら 行	・・・・・・・・ 5ページ
わ 行	・・・・・・・・ (記載なし)

南丹市議会 用語説明書

議会で使われる議会用語の中には、分かりにくいものがあります。分かりにくい議会用語を本会議の傍聴や会議録閲覧の参考にしていただくために、五十音順に説明を付けて整理しました。

行名	議会用語	議会用語説明
あ行 い	委員会 (いじんかい)	市長から提出された議案などの審査を行うため、議会の内部審査機関として設置する会議のことをいいます。地方自治法（第109条、第109条の2、第110条）で、地方議会は条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるとしています。本会議で付託された議案や意見書、請願書などについて、専門的に審査をするための機関であり、総務常任委員会・産業建設常任委員会・厚生常任委員会および議会運営委員会が設置されています。※委員の任期は2年となっており、各委員長と副委員長は、委員会ごとに委員の中から選任されます。
あ行 い	委員会付託 (いじんかいふたく)	議会に提案された議案などの調査、審査をより詳細に、かつ専門的に行うため、所管する委員会へ依頼することをいいます。※委員会審査が終わると委員長は、本会議でその結果を報告し、審査結果を参考に議決することになります。
あ行 い	委員長報告 (いじんちやうほうこく)	委員会での審査を終えた議案などを本会議の議題にするとき、委員長が委員会の審査経過と結果について報告することをいいます。※委員長報告の後、委員長報告に対する質疑、討論、採決となります。
あ行 い	意見書 (いけんしょ)	重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。各議員から提出された意見書は、本会議で可決されたのち、地方自治法（第99条）の規定に基づき意見書として国や府などの関係機関へ提出します。※意見書案は、議員が提出し本会議でその可否を決めます。
あ行 い	一事不再議の原則 (いちじふさいぎのげんそく)	本会議で一度議会で議決した議案などについては、同じ趣旨のものは同一会期中に議題として取り上げないことをいいます。議会の審議能率を高めるために取り入れています。ただし、次の議会で再提出することは可能です。
あ行 い	一括議題 (いっかつぎだい)	関連のあるものや簡素な事項などの議案の場合、議長が一括して議題として審議する方法のことをいいます。
あ行 い	一般質問 (いっばんしつもん)	議員が議長の許可を得て、定例会の本会議で市長や教育委員会などの執行機関に対して、市の仕事の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点など幅広い視点から質問することをいいます。一般質問は一問一答方式を採用し、質問席から通告に従い質問します。一般質問の時間は、質疑と答弁合わせて45分以内となっています。※一般質問には、3月定例会において行われる各党派代表による代表質問と、各定例会で議員が行う個人質問があります。
あ行 い	一部事務組合議会の議員 (いちぶじむくみあいのぎいん)	行政の効率化を図るため、消防、病院事業、ごみ処理事業など特定の事務を関係する市町村で共同処理しています。一部事務組合は特別地方公共団体として議会が置かれ、南丹市議会から議員を選挙しています。一部事務組合には、京都市中部広域組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、亀岡市および南丹市財産区組合、京都府後期高齢者医療広域連合、京都地方税機構があります。
あ行 い	一問一答方式 (いちもんいつとうほうしき)	質問を行い、これに対する答弁をし、次いで質問、答弁という形式で、同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。
あ行 え	延会 (えんかい)	議事日程に記載された議題の審議が、その日の本会議で終了できないとき、議題を残してその日の会議を終了することをいいます。
あ行 え	演壇 (えんだん)	議員および執行部が提案理由の説明や答弁を行う場所です。議長席の前に場所を設けています。
か行 か	開会 (かいかい)	議会を法的に活動できる状態にすることです。本会議初日に議長が宣言し、議会が始まります。〔関連語〕閉会
か行 か	会期 (かいき)	議会は、原則として定例会や臨時会の会期中に限り活動できることになっています。この活動期間のことをいいます。議会が法的に活動できる期間（開会日から最終日まで）のことをいい、本会議初日に議決により決定します。会期は本日から〇月〇日までの〇日間という定め方をします。会期は、招集された当日（定例会・臨時会の初日）に決定しなかった場合、2日目以降は会議を開くことができなくなります。このため、招集された当日（定例会・臨時会の初日）の本会議の冒頭で議長が会期を決定しています。ただし、議会の審議が会期中に終わらない場合などは、一度決めた会期を議決によって延ばすこともできます。これを会期延長といえます。
か行 か	会期不継続の原則 (かいきふけいそくのげんそく)	会期中に議決されなかった議案などについては、会期が終わればすべて消滅し、次の会期には継続されない原則のことをいいます。ただし、例外として、「継続審査」または「継続調査」があります。
か行 か	開議 (かいぎ)	議長が宣言することで、その日の本会議を開くことです。
か行 か	会議時間の延長 (かいぎじかんのえんちやう)	会議時間は午前10時から午後5時までと会議規則に定められています。午後5時近くになっても審議が終わらない場合、会議時間を延ばすことです。議長が会議時間の延長を宣告します。宣告により、その日の午後12時まで延長できます。
か行 か	会議録 (かいぎろく)	会議が開かれた日時や出席者、議題、発言など会議の内容をすべて記録した公文書のことをいいます。会議録には、真正（しんせい）を確保するため、議長と議会で定めた2人以上の議員が署名しなければなりません。（地方自治法第123条に基づいて作成されます。）なお、会議録は議会事務局で閲覧できます。また議会ホームページでもご覧になれます。
か行 か	会議録署名議員 (かいぎろくしゅめいいにん)	会議録に署名する議員を議長が本会議で指名します。地方自治法で2人以上の議員を指名することになっています。
か行 か	会派 (かいはい)	多数決を原則とする市議会の中において、自らの政策の実現や発言権の確保などのために、同じ主義・主張を持った同じような考え方をする議員同士が集まり活動しています。このような議員のグループのことを「会派」と呼んでいます。
か行 か	可決 (かけつ)	議決結果のひとつで、その議案に対して議会が賛成の場合は「可」として意思決定をし、可決という意味の議決のことです。〔関連語〕否決
か行 か	監査委員 (かんさいいん)	地方自治体の財政や事業に対して監査を行う機関です。監査委員は2名であり、そのうち1名は議員から選出されます。

行名	議会用語	議会用語説明
か行	き 休会 (きゅうかい)	議会の定例会・臨時会の会期中において議案調査や事務整理のため、本会議を開かないことをいいます。
か行	き 起立採決 (きりつさいけつ)	議案に対して議員が賛否の意思表示を起立により行う方法です。
か行	き 緊急質問 (きんきゅうしつもん)	議員が本会議場で発言するときは、あらかじめ議長に申出ることになっていますが、災害や突発的な出来事などで、緊急に質問する必要がある場合に、議会の同意を得て行う質問のことをいいます。
か行	き 議案 (ぎあん)	市長や議員が議会の議決を求めるために議長に提出する案件のことをいいます。議案は市長と議員のどちらからでも提出することができますが、議員は予算の議案を提出することはできません。また、議員が条例の制定について議案を提出する場合は、議員定数の12分の1以上の賛成を得なければ提出することができません。議案には、予算、決算、条例改正、意見書、決議、人事案件などがあります。
か行	ぎ 議員 (ぎいん)	住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して、まちの意思を形成する任務を有している者のことをいいます。
か行	ぎ 議員提案 (ぎいんていあん)	議案は、通常市長から提案されますが、議員もしくは委員会からも提案することができます。議員提案では主に意見書、発議、決議、条例案等が提案されます。
か行	ぎ 議員定数 (ぎいんていすう)	議会を構成する議員の人数をいいます。地方自治法第91条では、各自自治体の人口規模に応じた上限数を規定しており、南丹市議会では条例により議員定数を20人としています。
か行	ぎ 議員派遣 (ぎいんはけん)	地方自治法第100条第12項に基づき議案の審査などで実地の調査、研究が必要となる場合、議会として議員を派遣することをいい、緊急の場合を除き議決（派遣の目的、派遣先、派遣期間、派遣議員）を必要とします。なお、委員会として委員である議員を派遣する場合は、委員派遣といい、議決は必要ありませんが、議長の承認が必要となります。
か行	ぎ 議会 (ぎかい)	住民から直接選ばれた一定数の議員で構成された合議体のことです。その意思是、会議における議決の形で表されます。
か行	ぎ 議決 (ぎけつ)	議会の最も基本的・中心的な権限で、個々の議員の議案に対する賛成か反対の意思表明による議会の意思決定のことを議決といいます。可決するには、出席議員の過半数が原則となります。議案の内容により可決、否決、承認、認定、同意、採択、不採択などの呼び名があります。なお、議会が議決しなければならない事項（条例の制定・廃止や予算を定めることなど）を議決事件といいます。
か行	ぎ 議会運営委員会 (ぎかいうんえいいいんかい)	議会を円滑に運営するため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置している委員会のことをいいます。各会派から所属議員数に応じて選出を行い9人で構成しています。委員会には、議長と副議長がオブザーバーとして出席しています。
か行	ぎ 議事日程 (ぎじにってい)	議長が定めるその日の本会議または委員会の順序表のことをいいます。会議の開催日時や審議する議案などの名称とその順序が記載され、あらかじめ議員に配布されます。
か行	ぎ 議場 (ぎじょう)	本会議が開かれる場所です。議場には傍聴者用の席が用意されていますので、南丹市議会傍聴規則を遵守していただければ、どなたでも傍聴できます。
か行	ぎ 議席 (ぎせき)	本会議場の各議員が座る席のことをいいます。この議員席は指定されています。議席には、1番から20番までの議席番号と氏名が書かれた票が置かれています。
か行	ぎ 議題 (ぎだい)	会議の対象となる案件のことで、議案、請願などがあります。
か行	ぎ 議長・副議長 (ぎちょう・ふくぎちょう)	議員の中から各1人、議員による選挙によって選任されます。議長は、議会を代表し、議事の整理や議場の秩序を保つほか、議会の事務を処理するなどの権限があります。副議長は議長が病気や出張などで不在のとき、また欠けたときに、議長の職務を務めます。
か行	け 継続審査 (けいぞくしんさ)	定例会（臨時会）は、それぞれが独立したものと考えられているため、定例会（臨時会）中に提案された案件について、会期中に結論が出なかった場合は、次の定例会に引き継がれることはなく、審議未了、廃案となり消滅してしまいます。しかし、案件によっては、その会期中に結論を出すことができない場合もあるため、会期不継続の原則の例外として、議会の議決によって、閉会中や次の定例会でも引き続き審査することをいいます。委員会で事件の継続審査を決定し、本会議での議決を必要とします。
か行	け 決議 (けつぎ)	意見書と同様に議会の意思を表明することをいいますが、決議は法律に基づくものではなく、政治的効果を期待して議会の意思を対外的に表明するためにされる議会の議決のことをいいます。
か行	け 決算特別委員会 (よざんとくべついいんかい)	一般会計、特別会計、企業会計の決算を審査するために設置される特別委員会のことです。
か行	け 決算の認定 (けつざんのにんてい)	市民福祉の向上のためにどのように施策が展開され、予算執行が適切かつ効率であったかについて、議会が市の決算を審査し、認定することをいいます。次年度の予算編成に決算の審査内容を反映させるため、9月定例会で行っています。
か行	こ 公聴会 (こうちょうかい)	重要な議案や請願、陳情等について審査を行う委員会が、市民などから直接意見を聴き、審査の参考にするために開催する会議のことをいいます。
か行	こ 公述人 (こうじゅつにん)	公聴会において意見を述べた者（市民や学識経験者など）のことをいいます。
か行	こ 互選 (ごせん)	互いの中から、役職者などを選ぶことをいいます。議長や副議長、委員長、副委員長は、議員間の互選によって選ばれます。

行名		議会用語	議会用語説明
さ	さ	採決 (さいけつ)	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することをいいます。挙手や起立による採決や投票による採決、異議がないかを諮る簡易採決などがあります。
さ	さ	採択 (さいたく)	提出された請願の内容に同意する議会の意思決定を採択といいます。 〔反対語〕不採択
さ	さ	散会 (さんかい)	その日の議事日程に記載された事項がすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることをいいます。
さ	さ	参考人 (さんこうにん)	委員会が議案や請願などの審査、調査のために必要があると認めるときに、意見を聴くために出席を求める利害関係者や学識経験者などをいいます。
さ	し	質疑 (しつぎ)	質疑は、いま議題となっている議案などのわからない点やくわしく知りたいことについて、提案者に聞くことをいいます。
さ	し	質問 (しつもん)	議員が、市長をはじめとした執行機関に対し、いま議題となっている議案とは関係なく市の行政全般について、現在の状況やこれからの考えについて聴くことをいいます。 ※定例会の第2日目から一般質問を行っています。
さ	し	質問席 (しつもんせき)	議長席の前に設けられている議員が質問を行うための席のことをいいます。
さ	し	執行機関 (しっこうきかん)	市の施策や事務を行う権限を持つ機関で、市長のほかには教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員のことをいいます。 〔関連語〕議決機関（議会側のこと）
さ	し	指名推薦 (しめいすいせん)	議会における選挙は、通常投票により行われますが、議員の中に異議がなければ指名された人を当選人とする方法のことをいいます。
さ	し	出席議員 (しゅっせきぎいん)	本会議に出席した議員のことをいいます。
さ	し	趣旨採択 (しゅしさいたく)	市の事務事業の内容や、財政事情等から願意を実現することが困難な場合などに、「趣旨には賛成である」という意味のことをいいます。
さ	し	紹介議員 (しょうかいぎいん)	請願を議会に提出するために必要な1人以上の議員です。 紹介議員は、請願の内容に賛同する者で、委員会付託後、委員会で説明を求められます。
さ	し	招集 (しょうしゅう)	定例会や臨時会を開くために、市長が議員に日時・場所を定めて集合するよう通知することをいいます。招集は市長のみ行うことができ、通常7日前までに招集告示を行います。 ※委員会、委員長が招集します。
さ	し	承認 (しょうにん)	専決処分など市長の権限で決定された事項に対し、承認の場合は賛成とする意味の議決のことをいいます。 〔反対語〕不承認
さ	し	所管事務事業調査 (しょくわんじむじぎょうちょうさ)	各委員会が所管している事項について、議会の議決に必要な調査を閉会中に行うことをいいます。 閉会中の委員会では、先進地の状況を調査するための行政視察などを行っています。
さ	し	審議 (しんぎ)	本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するという一連の過程のことをいいます。
さ	し	審議未了 (しんぎみりょう)	議案について結論（可決・否決など）が出ないまま定例会が終了することで、提案された議案が消滅することをいいます。
さ	し	審査 (しんさ)	委員会において、論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
さ	じ	自由討議 (じゆうとうぎ)	議案審議の結論を出すにあたって、質疑終結後、動議または議長が必要であると認めるときに、議員相互の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるとともに、説明責任を果たすものをいいます。
さ	じ	上程 (じょうてい)	議事日程に記載されている案件を議題として取り上げ、審議の対象とすることをいいます。
さ	じ	常任委員会 (じょうにんいんかい)	議会の内部審査機関として、幅広い行政事務を各分野ごとに分け、能率的・専門的に審査または調査するための組織のことをいいます。 総務常任委員会、産業建設常任委員会および厚生常任委員会の3つの常任委員会を設置しています。
さ	じ	条例 (じょうれい)	市の法律ともいえる自主法のことをいいます。 地方公共団体は、法令に違反しない範囲で、市の事務に関する条例を制定することができます。制定、改正、廃止は議会の議決が必要です。
さ	じ	条例定数 (じょうれいていすう)	市の条例で定めた議会を構成する議員の人数をいいます。南丹市議会の条例定数は20人です。
さ	じ	除斥 (じよせき)	議案審議を行う時、議案の内容と利害関係のある議員があるときは、公平を保つため該当する議員を審議が終了するまで、議場から退席させることをいいます。
さ	せ	請願 (せいがん)	住民などが、議会に対し、市の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で希望を述べることをいいます。請願には必ずその請願内容の趣旨に賛同する1名以上の紹介議員が必要です。なお、紹介議員のないものを陳情といいます。 ※市議会に提出された請願書は、常任委員会などで審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定します。
さ	せ	政務活動費 (せいむかつどうひ)	地方自治法第100条第14項、第16項までの規定に基づき、調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として議員に交付するものをいいます。 ※南丹市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員に一人当たり1万円/月を交付しています。政務活動費で議員の調査活動を行った場合、年度終了後、収支報告に領収書等を添付し使途を明らかにしています。
さ	せ	専決処分 (せんけつしよぶん)	議会の議決または決定すべき問題のうち、議会を招集する時間的余裕がなく急を要する問題などを、市長が議会に代わって意思決定することをいいます。市長が専決処分を行った場合は、直近に開かれる議会に報告し、承認を求めなければなりません。
さ	ぜ	全員協議会 (ぜんいんぎょうぎかい)	通常の会議とは異なり、議長の判断で問題になっている事項などについて共通理解を深めたり、意見の調整を行うために議員全員で協議することをいいます。

行名		議会用語	議会用語説明
た	ち	地方自治 (ちほうじち)	地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいてその事務を処理することをいいます。
た	ち	陳情 (ちんじょう)	議会に対し、市の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で意見や希望を述べることをいいます。なお、形式としては請願と同じですが、陳情の提出には紹介議員は必要ありません。
た	つ	通告書 (つうこくしょ)	議員が議会の会議で発言したいときに、あらかじめ議長に発言の主旨などを告げ知らせることをいいます。その様式を通告書とします。 通告は文書で行われ能率的な議会運営に役立っています。 ※定例会の一般質問の通告書一覧表は、傍聴される方にも配っています。
た	て	定足数 (ていそくすう)	議会が会議を開き議会の意思決定を行うのに必要な最小限の出席議員数をいいます。地方自治法第113条により議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことはできないと定められています。 南丹市の場合、議員定数は20人ですので、議長を含む10人以上の議員が出席しなければ本会議を開くことができません。
た	て	定例会 (ていれいかい)	定期的に招集される議会のことをいい、年4回開くことが条例で定められています。なお、市長は議会で審議する事項がない場合でも、定例会は招集しなければなりません。 〔関連語〕臨時議会
た	と	答弁 (とうべん)	本会議や委員会などで、議員(委員)の質問・質疑に対して市長をはじめ執行機関などが答えることをいいます。
た	と	討論 (たうろん)	議題となっている事項が採決される前に、議員が賛成または反対の立場にたって意見を表明することを討論とします。討論の目的は、単に自分の賛否の意見を明らかにするだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自分の意見に賛同してもらうように訴えかける方法です。
た	と	特別委員会 (とくべついいんかい)	特定の事項について詳しく調査するため、必要に応じて設置する委員会のことをいいます。なお、委員会の設置目的が完了したときは、消滅します。 特別委員会が設置されるのは、次のような場合です。 1. 政治的に必要があることがらを審議しようとするとき 2. 2つ以上の常任委員会にまたがることがらを審議しようとするとき 3. 連合審査会(常任委員会どうしが合同して審査をすること。)では目的が果たせないとき 4. 総合的な施策を樹立しようとするとき 5. 地方自治法第100条に基づく調査をしようとするとき(この目的のために設置される特別委員会は100条委員会と呼ばれています。) 6. 議員としての資格や懲罰などを審査するとき 他には、3月定例会で設置される予算特別委員会、9月定例会で設置される決算特別委員会があります。
た	と	同意 (どうい)	人事案件の議案に対して同意の場合は、賛成するという意味の議決のことをいいます。 〔関連語〕不同意
た	と	動議 (どうぎ)	本会議や委員会などで会議の進行又は手続きに対し、議員から行われる提案で、議決を要するものです。
な	に	任期 (にんき)	一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間のことをいいます。都道府県・区市町村議員の任期は4年です。(法93)任期の計算方法は、一般選挙の行われた日を第1日とし、それから起算して4年後の同じ日の前日までとなっています。
な	に	認定 (にんてい)	決算特別委員会に付託された議案に対して認定の場合は、賛成するという意味の議決のことをいいます。 〔関連語〕不認定
は	は	発議 (はつぎ)	議員が議案を提出することをいいます。
は	は	初議会 (はつぎかい)	一般選挙によって議員の当選が確定すると、その議員によって議会が構成されます。議会が適法に活動するためには、議会の内部構成を整えなければならず、そのため、市長によって議会が招集され、会議を主宰する議長・副議長を決め、議員の議席の指定を行い、各常任委員会の選任をし、さらに正副委員長なども選任します。議案が提案されれば、これらの議案を直ちに審議できる体制にしておく必要があります。このための議会のことを初議会とします。 ※一般的には、任期の起算日から概ね10日以内に開かれるのが通例です。
は	は	発言の取り消し・訂正 (はつげんのとりけし・ていせい)	発言の取り消しとは、不適当な発言を議事録から削除することで、発言の訂正とは、単純な間違い発言を変更することです。 発言取り消しは、議会の許可を要しますが、発言の訂正は議長の許可となります。
は	は	反問権 (はんもんけん)	議員の質問に対し、論点・争点を明確にするため、理事者が、議員に反問することができるものです。反問権は、質問と答弁が準備された「なれ合い的な方式」からの脱却や、議会機能の強化並びに議員の資質の向上を図ることを目的としています。
は	ひ	否決 (ひけつ)	議決結果のひとつで、その議案に対して議会が反対の場合は「否」として意思決定をし、否決という意味の議決のことです。 〔関連語〕可決
は	ひ	表決 (ひょうけつ)	議員が議案に対して賛成または反対の意思を表明することをいいます。意見を表明する側からは表決といいますが、議長から見ると各議員の表決を採ることを採決とします。表決の結果、賛否の多少により決定することを議決とします。 〔関連語〕採決
は	ひ	付議事件 (ひぎじけん)	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
は	ひ	不採択 (ふさいたく)	採択の反対の意味で、請願や陳情の内容に議会として同意しない意思決定のことをいいます。 〔反対語〕採択
は	ひ	不承認 (ふしょうにん)	専決処分など市長の権限で決定された事項に対し、不承認の場合は反対とする意味の議決のことをいいます。 〔反対語〕承認
は	ひ	附帯決議 (ふたいけつぎ)	議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。
は	ひ	付託 (ひたく)	議案や請願を審議する場合、さらにくわしく調査・検討するために、所管の常任委員会や特別委員会などに審査を委託することをいいます。
は	ひ	不認定 (ふにんてい)	決算特別委員会に付託された議案に対して不認定の場合は、反対するという意味の議決のことをいいます。 〔関連語〕認定

行名		議会用語	議会用語説明
は行	ひ	不同意 (ひどうい)	人事案件の議案に対して不同意の場合は、反対するという意味の議決のことをいいます。 〔関連語〕同意
は行	へ	閉会 (へいかい)	会期の最終日に定例会や臨時会日程を終了することをいい、議会は閉会後は活動能力を消滅し会議を開く事はできません。ただし、その会期中に結論を出すことができない案件については、委員長から議長に継続審査の申し出があった場合は、閉会中でも引き続き審査することができます。 〔関連語〕開会
は行	ほ	報酬 (ほうしゅう)	議会の議員や議長・委員長などの勤務の対価のことをいいます。議員報酬の額は条例で定められています。非常勤特別職である議員に対して、その職務の対価として一定の金額が支払われます。南丹市議会では、議長：月額47万円、副議長：月額41万5千円、議員(常任委員長)：月額39万円、議員(議会運営委員長)：月額39万円、議員：月額38万円が支払われています。
は行	ほ	傍聴 (ほうちょう)	市議会の会議状況について、本会議、常任委員会(総務・産業建設・厚生)、議会運営委員会、特別委員会を傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議場又は会議室前に置いてある傍聴人受付簿に住所、氏名および年齢を記入していただけて、傍聴することができます。
は行	ほ	報告 (ほうこく)	専決処分、繰越明許費、決算報告などの案件をいいます。専決処分は、承認の手続きが必要な場合もあります。
は行	ほ	本会議 (ほんかいぎ)	全議員が本会議場で行う会議のことをいいます。原則として議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。本会議では、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決定するほか、定例会では各議員が市政全般についての質問をします。
や行	よ	予算特別委員会 (よさんとくべついいんかい)	予算及び予算関係の議案の審査を横断的かつ多角的に行うために設置される特別委員会のことです。
ら行	り	臨時会 (りんじかい)	地方議会の会議の種類の一つで、定例会のほかに、臨時に開催する必要がある場合や、特定のことに限って審議するために臨時に招集される会議のことをいいます。 ※臨時会は通常1日間ないし2日間の会期です。 〔関連語〕定例会
ら行	り	臨時議長 (りんじぎょう)	一般選挙後の最初の議会や議長及び副議長(仮議長)がともに欠けたときなど、議長の職務を行う者がいないときに、臨時に議長の役目を行う議長のことをいいます。臨時議長には議場に居る議員の最年長議員が充てられます。 〔関連語〕仮議長



南丹市議会
〒622-8651
京都府南丹市園部町小桜町47番地
TEL0771-68-0059（直通）
FAX0771-63-0350